

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和2年10月30日

東京労働局雇用環境・均等部指導課  
指導課長 新名 準一郎  
課長補佐 酒井 みほ  
電話 03-6867-0211  
FAX 03-3512-1557

## 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を11月に実施します

大企業の長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更等の「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、東京労働局（局長 土田浩史）では、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」において、下記のとおり、「しわ寄せ」防止に向けた取組を実施します。（別添リーフレット1～3参照）

### 記

#### 1 使用者団体、大企業等に対する「しわ寄せ」防止に向けた要請の集中的な実施

- ・キャンペーンの実施に先立ち、都内の使用者団体等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた協力要請を行いました。
- ・労働局職員が、管内の大企業等を訪問し、当該企業における働き方改革の要請に併せて、取引企業に対する「しわ寄せ」防止に向けた要請を行います。

#### 2 関係法令の周知の徹底

- ・労働局及び労働基準監督署は企業訪問時、各種説明会等のあらゆる機会を捉え、しわ寄せ防止に向けた遵守すべき関係法令（労働時間等設定改善法等）の周知の徹底を行います。

「しわ寄せ」が下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないよう、厚生労働省は、中小企業庁と公正取引委員会とともに、『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』（しわ寄せ防止総合対策）を策定し、更に、大企業・親事業者の働き方改革に伴う中小企業への「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた各種取組を集中的に実施することとしております。





# 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

**STOP!**  
**しわ寄せ**

その発注…。  
どこかの職場で  
「しわ寄せ」を  
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)









